

森ノ宮医療大学 共同研究規程

平成28年1月19日制定

平成29年4月1日改定

(趣旨)

第1条 森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）が、本学以外の機関等（以下「外部機関等」という。）と共通の課題につき共同して行う研究（以下「共同研究」という。）に関する取扱いについて、この規程に定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、「学校法人森ノ宮医療学園 知的財産（発明）規程」に規定する知的財産権並びに研究成果としての試薬、材料、試料、実験装置等の有体物を使用する権利をいう。

2 この規程において「研究担当者」とは、本学の教職員等及び外部機関等に所属する者で、共同研究を担当するものをいう。

3 この規程において「研究代表者」とは、研究担当者のうち、本学及び外部機関等をそれぞれ代表し、研究計画の取りまとめを行うとともに、研究の推進に関し責任を持つ者をいう。

(実施の基準)

第3条 本学において共同研究を実施する場合は、次の基準を満たしていることを確認し、行うものとする。

- (1) 共同研究の実施が本学の研究教育にとって合理的かつ効果的であること
- (2) 共同研究の実施により本学の他の業務に重大な影響を及ぼすおそれがないこと

(共同研究の申請)

第4条 本学の研究代表者は、外部機関等からの申出等により、外部機関等との共同研究を希望する場合は、本学所定の様式による共同研究申込書を理事長に提出しなければならない。

(受入れ等の決定)

第5条 次の各号に掲げる事項についての決定は、理事長が行うものとする。

- (1) 共同研究の受入れ
- (2) 共同研究の中止又は期間の変更
- (3) 共同研究費の変更
- (4) 共同研究内容の重要な変更

2 前項第1号に規定する事項を決定するに当たっては、本学研究支援業務担当部署の審議を経るものとする。

3 決定された事項は速やかに本学研究代表者に通知するものとする。

(共同研究契約の締結)

第6条 理事長は、共同研究の実施に当たり、外部機関等との間で共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結することができる。

2 理事長は、前項の共同研究契約の締結に当たり、知的財産権の取扱い等について、あらかじめ本学研究支援業務担当部署等と協議できるものとする。

(契約書)

第7条 前条により共同研究契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成するものとする。

- (1) 共同研究の題目
- (2) 共同研究の目的及び内容
- (3) 共同研究の分担
- (4) 共同研究の実施場所
- (5) 共同研究の実施期間
- (6) 共同研究に要する費用の分担
- (7) 研究経費の本学への納入
- (8) 共同研究によって取得した設備の権利の帰属
- (9) 研究成果の取扱い
- (10) 研究成果の帰属
- (11) 契約の変更及び解除に関すること
- (12) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関して必要な事項

(経費の負担)

第8条 本学は、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担することができる。

2 本学は、共同研究遂行のために必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料、研究支援者等人件費、設備購入費等の直接的な経費を外部機関等に請求することができる。

3 経費の分担については、必要な場合、契約書で定めるものとする。

(管理経費)

第9条 研究経費の納入がある場合は総額の10%を本学の管理経費とする。

(設備等の取扱い)

第10条 本学において、共同研究で新たに取得した設備等は、本学に帰属するものとする。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、外部機関等所有の設備等は無償で受け入れ、共同で使用することができる。

(企業等共同研究員)

第11条 本学は、企業等共同研究員を共同研究のために受け入れることができる。

2 前項の場合、本学は、その所有する施設・設備を研究に供することができる。

3 外部機関等は、企業等共同研究員が本学の施設・設備を用いる場合は、本学に対して研究料を支払わなければならない。

4 企業等共同研究員の知的財産権の取扱いは、第13条の定めるところによる。

(研究経費の納入)

第12条 研究経費の納入がある場合は、外部機関等は、研究経費を本学の発する請求書に定める納入期限までに本学の指定する銀行口座に振り込むものとする。

2 本学の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、外部機関等の負担とする。

(知的財産権の帰属)

第13条 共同研究により発生した発明等に係る知的財産権は、本学と共同研究者双方の貢献度を踏まえて、双方が所有するものとする。

2 本学及び外部機関等は、それぞれの研究担当者が共同研究の実施に伴い知的財産の創作を行ったときは、それぞれの規程等により当該研究担当者から当該知的財産を受ける権利の持分を承継するものとする。

(出願等)

第14条 共有する知的財産権に係る出願又は申請を行うときは、双方の持分等を定めた共同出願等契約を締結するものとする。

(第三者に対する知的財産権の譲渡)

第15条 第三者に対して共有する知的財産権の本学の持分を譲渡する場合は、その旨について事前に共同研究者の同意を得るものとする。共同研究者に対しても同様の義務を課すよう措置するものとする。

(知的財産権の放棄)

第16条 共有する知的財産権を放棄しようとする場合は、あらかじめ共同研究者と協議するものとする。共同研究者に対しても同様の義務を課すよう措置するものとする。

(研究成果の公表)

第17条 共同研究によって得られた研究成果は、当該共同研究において知り得た情報の取扱いを共同研究者と協議したうえで、発表又は公開することができるものとする。また、共同研究者に対しても、当該共同研究において知り得た情報の取扱いを本学と協議したうえでなければ、発表又は公開できないよう措置するものとする。

(秘密の保持)

第18条 本学及び外部機関等は、共同研究契約に基づき入手する自己以外の共同研究当事者の業務上・技術上の秘密情報及び共同研究による研究成果を、開示者の書面による了解を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

(実施報告)

第19条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、必要に応じて共同研究者と協力して実施報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(研究の中止又は期間の延長)

第20条 研究代表者は、天災その他研究遂行上やむを得ない理由により、共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、速やかに理事長に申し出なければならない。

(研究の終了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第21条 共同研究を終了し、又は共同研究を中止した場合で、外部機関等が負担した既納の研究経費の額に不用が生じたときは、不用となった額の範囲内でその全部又は一部を外部機関等に返還することができる。

(研究成果の使用)

第22条 本学の研究担当者は、第18条に規定する秘密保持義務を遵守の上、研究成果を教育及び研究活動のために無償で使用するものとする。

2 本学の研究担当者は、他の非営利研究機関で教育及び研究活動を行う場合においても、研究成果を無償で使用するものとする。

(研究成果の公表)

第23条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期及び方法については、前条に規定する秘密保持の義務を遵守するとともに、知的財産の管理活用の妨げにならない範囲において、本学が外部機関等と協議の上定めるものとする。

(契約の解約)

第24条 研究経費の納入がある場合、外部機関等が研究経費を所定の納入期限までに振り込まないときは、本学は共同研究契約を解約できるものとする。

2 本学又は外部機関等は、相手方が共同研究契約について重大な違反をしたときは、契約を解約することができるものとする。

(適用除外)

第25条 共同研究が次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を外部機関等に対して適

用しないことができる。

- (1) 国、政府関係機関又は地方公共団体との共同研究で理事長が必要と認めたとき
- (2) その他特別な事情があると理事長が認めたとき

附 則

- 1 この規程は平成28年1月19日から施行する。
- 2 この規程は平成29年4月1日から施行する。